



株式会社ジェイック

(証券コード 7073)

第31回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年4月27日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時30分)

開催場所

東京都千代田区神田神保町一丁目101番
神保町101ビル 8階 当社セミナールーム

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

総会会場では、会場係のマスク着用などの感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月26日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年4月27日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
2 場 所	東京都千代田区神田神保町一丁目101番 神保町101ビル 8階 当社セミナールーム
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第31期(2021年2月1日から2022年1月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第31期(2021年2月1日から2022年1月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件</p>

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.jaic-g.com>)に掲載させていただきます。
- ・株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、会場係のマスク着用などの感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年2月1日～2022年1月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が再三にわたって拡大し、景況感の見通しも錯綜する事態となりました。国内の雇用情勢においては、厚生労働省発表の「一般職業紹介状況(令和3年12月分及び令和3年分)について」によると、令和3年12月の有効求人倍率は1.16倍と前月からは0.01ポイントの回復ではあるものの、前年同月との比較では0.11ポイント回復しており、緩やかな回復が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、大学のキャリア課と提携して大学4年生の就職支援を行う「新卒カレッジ®」において提携大学数を122校まで伸ばし、大学と提携しての就職イベント開催数を増やすとともに、新卒の就職活動の二極化が進む中で複数の内定を保有する学生からの内定辞退を受けて追加採用に動く企業や、景況感の回復を見据えて秋以降から採用に動き出した企業等の底堅い新卒採用需要を捉え、「新卒カレッジ®」のサービス売上高は過去最高を記録しました。

中心サービスである教育融合型人材紹介サービス「就職カレッジ®」をはじめ、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」においては、求人の回復に伴い第4四半期連結会計期間において急速な回復となったことに加え、オンラインでのサービス提供への切り替えに伴って前連結会計年度中に拠点の統廃合を進めたことにより、地代家賃を圧縮させ、収益構造の見直しを図ってまいりました。

教育研修サービスにおいては、断続的に続いた緊急事態宣言や防止等重点措置の影響で受注済みの研修が延期となり、一部売上の月ずれが生じたものの、オンライン研修の浸透により新型コロナウイルス感染症の影響がなかった2020年1月期に迫る水準まで回復するに至りました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,593,430千円(前年比15.7%増)、営業利益は91,125千円(前年は281,423千円の損失)、経常利益は108,131千円(前年は277,630千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は90,641千円(前年は221,833千円の損失)となりました。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

なお、当社グループは「カレッジ事業」の単一セグメントであります。事業別の売上高は次のとおりであります。

(カレッジ事業)

カレッジ事業は当社の若手育成のノウハウを活用して、主に20代の未就業者や学生に対して研修を実施した後に中堅中小企業を中心とした企業にご紹介するという「教育融合型」の人材紹介サービスを行っており、対象者によって「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」、「新卒カレッジ®」とサービスセグメントを分けてサービスを提供しております。また、ご採用いただいた求職者の上司や次期リーダー層を対象に、1年間の定期的な研修機会を提供して次世代リーダーを育成する「リーダーカレッジ」、主に入社3年目までの若手社員を対象に、半年間の定期的な研修機会を提供して定着と活躍を支援する「エースカレッジ」を提供しております。

当連結会計年度においては、営業体制・管理の強化を推進してきたことに加えて、雇用情勢の緩やかな回復もあり、求職者とのマッチングイベントに参加する企業数は足元ではコロナ禍以前の水準まで回復してきており、売上高は1,941,707千円（前年比8.1%増）となりました。連結売上高に占める各サービスの構成比は、「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」及び「セカンドカレッジ®」の合計が54.0%、「新卒カレッジ®」が14.7%、「リーダーカレッジ」及び「エースカレッジ」が6.2%となっております。

(教育研修事業その他)

教育研修事業は中堅中小企業を中心としつつ、一部大手企業を対象に全世界で4,000万部のベストセラーである「7つの習慣®」や米大リーグでプレーする大谷翔平選手が実践していたことで有名な「原田メソッド®」をはじめとしたパッケージ研修、若手層を中心に様々な階層向けの研修講師を企業に派遣するインハウス型研修、一人からでもご参加いただけるオープンセミナー型の研修を提供しております。

当連結会計年度においては、緊急事態宣言等の影響により一部研修の実施や受注の延期があるものの、売上高は651,722千円（前年比46.7%増）となり、研修受注金額は過去最高を記録しました。連結売上高に占める各サービスの構成比は、教育研修事業が16.1%、その他が9.1%となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は84,826千円であります。

その主なものは、ソフトウェア、移転した拠点や、事業のオンライン化のための大阪支店のレイアウト変更・防音工事に伴う各種設備、内部造作、什器備品であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

また、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関3行と総額500,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第28期 (2019年1月期)	第29期 (2020年1月期)	第30期 (2021年1月期)	第31期 (当連結会計年度) (2022年1月期)
売上高 (千円)	2,702,050	3,030,857	2,241,304	2,593,430
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	221,067	333,586	△277,630	108,131
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	173,843	213,547	△221,833	90,641
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失 (△) (円)	235.59	269.43	△249.54	100.97
総資産 (千円)	2,188,052	2,080,304	2,255,559	2,118,644
純資産 (千円)	408,033	1,027,579	754,920	826,151
1株当たり純資産 (円)	552.97	1,158.23	845.23	914.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 当社グループは、第29期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第28期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第28期 (2019年1月期)	第29期 (2020年1月期)	第30期 (2021年1月期)	第31期 (当事業年度) (2022年1月期)
売上高 (千円)	2,627,144	2,956,556	2,210,477	2,500,943
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	221,655	330,901	△270,153	103,941
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	174,938	211,671	△221,799	86,451
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	237.08	267.07	△249.50	96.30
総資産 (千円)	2,186,615	2,075,484	2,222,354	2,082,640
純資産 (千円)	410,684	1,027,435	762,277	834,364
1株当たり純資産 (円)	556.56	1,158.06	853.47	923.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2019年6月18日開催の取締役会決議により、2019年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第28期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社エンスーであり、同社は当社の株式500,000株（議決権比率55.3%）を保有しております。同社は当社代表取締役である佐藤剛志の資産管理会社であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司	20,000千円	55.0%	教育研修事業
杰意可有限公司	100	100.0	持株会社

（注）上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である杰意可有限公司を通じての間接所有分です。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社レイル	50,000千円	30.0%	アセスメント事業

（注）持分法適用会社は、上記の重要な関連会社1社であります。

④ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「企業のホームドクター、人材のメンターとなり、人と組織の限りない可能性に貢献し続ける」をミッションに、日本の生産労働人口が減少していく中で、就職ポテンシャル層というまだ活かしきれていない人材層の就職支援をする事業を主としており、当社グループの企業活動は、持続可能な未来を社会とともに築くSDGs活動そのものであると考えております。

現時点において、当社グループの企業価値向上に向けて認識しております対処すべき課題は以下のとおりです。

① 求職者の持続的な獲得とコスト抑制

新型コロナウイルス感染症の影響で有効求人倍率は落ち込んだものの、緩やかな回復基調にあり、すでに従来の売手市場に戻つつあります。売手市場でも求職者を持続的に獲得し、効果的かつ効率的なマーケティング施策により求職者の獲得コストの高騰を抑えることが中長期的な収益性向上において重要な要素であると認識しております。SEO対策（検索エンジン最適化）、提携大学との関係強化及び新規開拓による大学ルートでの学生確保、データ分析を通じて、求職者の登録から来社への歩留まりの改善に取り組み、求職者の登録数を伸ばしながらも、販促費の生産性向上に努めてまいります。

② 決定率の回復

求人数はすでに新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に戻っており、短期的な業績回復及び中期的な業績向上には教育融合型人材紹介サービスを利用する求職者の決定率の回復が重要な要素であると認識しております。採用意欲の高い企業への注力といった営業管理の強化や、すぐに就職が決定しない求職者への継続的な支援の強化などに取り組んでまいります。

③ 多様な事業展開

新型コロナウイルス感染症拡大を機に改めて事業ポートフォリオの多様化によるリスク分散の必要性を認識いたしました。オンライン化したサービスでの収益回復に努めつつ、中期的には新規事業やM&A等を通じた事業ポートフォリオの見直し、それに伴う柔軟な組織体制の変更や強化を図ってまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループにとって最も重要な経営資源は人です。当社グループが展開する教育融合型人材紹介サービスを展開するうえでは、当社グループのミッションやサービスに共感し、求職者に親身に接し、手塩にかけて育てる人材の存在が欠かせない要素であります。また、中期的な事業拡大のためにはマーケティングやITに強い人材やマネジメントができる人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。人事には引き続きエース級の社員を充てるとともに、給与テーブルの見直しによる母集団形成の変化や退職の抑制、スキルを持つ副業人材の活用を促進してまいります。

⑤ 情報管理体制の維持強化

当社グループは教育融合型人材紹介サービスを行っており、多数の個人情報を持しているため、情報管理を重要な課題の1つとして認識しております。当社は2009年にプライバシーマークを取得し、その制度に適した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、今日に至るまで運用してきております。また、2016年には公益社団法人全国国民職業紹介事業協会から事業運営、コンプライアンス体制等に優れた人材紹介会社に対する民間職業紹介認定である職業紹介優良事業者認定を受けております。今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムへの投資等により、情報管理体制の維持強化に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループが急速な事業環境の変化に柔軟に適応しながら、今後も持続的な成長を維持し、企業価値を向上していくためには、コーポレート・ガバナンス機能が有効に機能することが必要不可欠であると認識しております。内部統制システムの適切な整備・運用を進めるとともに、内部管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

当社グループは、カレッジ事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりませんが、主要なものは以下のとおりであります。

①カレッジ事業

カレッジ事業は当社の若手育成のノウハウを活用して、主に20代の未就業者や学生に対して研修を実施した後、中堅中小企業を中心とした企業にご紹介するという「教育融合型」の人材紹介サービスを行っており、対象者によって「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」とサービスセグメントを分けてサービスを提供しております。

②新卒事業

新卒事業は、大学のキャリア課と提携し、主に大学4年生の後期において就職活動を始める・継続する学生に対して、研修を実施した後、中堅中小企業を中心とした企業にご紹介する「新卒カレッジ®」を提供しております。大学のキャリア課は後期には大学3年生の支援に中心軸を移さざるをえず、まだ就職が決まっていない4年生の支援までキャパシティの問題で手が回らない状況にあり、企業側も売り市場化が進む中で採用定数の充足に遅れが生じやすく、秋以降に採用を強化する企業も多くあり、「新卒カレッジ®」が両者のニーズの受け皿になるサービスとなっております。

③教育研修事業その他

教育研修事業は中堅中小企業を中心としつつ、一部大手企業を対象に全世界で4,000万部のベストセラーである「7つの習慣®」や米大リーグでプレーする大谷翔平選手が実践していたことで有名な「原田メソッド®」をはじめとしたパッケージ研修、若手層を中心に様々な階層向けの研修講師を企業に派遣するインハウス型研修、一人からでもご参加いただけるオープンセミナー型の研修を提供しております。

また、ご採用いただいた求職者の上司や次期リーダー層を対象に、1年間の定期的な研修機会を提供して次世代リーダーを育成する「リーダーカレッジ」、主に入社3年目までの若手社員を対象に、半年間の定期的な研修機会を提供して定着と活躍を支援する「エースカレッジ」を提供しております。

(6) 主要な営業所 (2022年1月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区
東北支店	宮城県仙台市青葉区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
広島支店	広島県広島市中区
九州支店	福岡県福岡市博多区
熊本オフィス	熊本県宇城市

(注) 2021年2月に福岡支店は福岡県福岡市博多区内で移転しております。

② 子会社

上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司	中国上海市徐匯区
杰意可有限公司	香港特別行政区

(7) 使用人の状況 (2022年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
カレッジ事業	218 (41) 名	増減なし (6名減)
合計	218 (41)	増減なし (6名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パート及び派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
212 (41) 名	増減なし (6名減)	33.7歳	6.0年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パート及び派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	197百万円
株式会社三井住友銀行	191
株式会社りそな銀行	145
株式会社東日本銀行	86
株式会社きらぼし銀行	70
株式会社三菱UFJ銀行	52
株式会社みずほ銀行	52

(注) 当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関3行と総額500,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **3,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **921,700株**
- (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,900株増加しております。
- ③ 株主数 **468名**
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エンスー	500,000株	55.3%
佐藤 剛志	114,500	12.6
阪田 和弘	31,000	3.4
山本 太	21,800	2.4
株式会社日本カストディ銀行	16,500	1.8
ジェイック従業員持株会	12,300	1.3
知見寺 直樹	11,100	1.2
山沢 かおる	10,800	1.1
尾崎 三昌	10,000	1.1
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社	10,000	1.1

(注) 1. 当社は、自己株式を18,645株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 株式会社エンスーは当社代表取締役である佐藤剛志の資産管理会社であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権		第9回新株予約権	
発行決議日		2017年6月30日		2018年11月20日	
新株予約権の数		95個		163個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	9,500株 100株)	普通株式 (新株予約権1個につき	16,300株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	63,700円 637円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	67,600円 676円)
権利行使期間		2019年7月4日から 2027年6月3日まで		2020年11月22日から 2028年10月21日まで	
行使の条件		(注) 1		(注) 1	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	45個	新株予約権の数	78個
		目的となる株式数	4,500株	目的となる株式数	7,800株
		保有者数	3名	保有者数	5名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	5個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	500株
		保有者数	一名	保有者数	1名

		第11回新株予約権	
発行決議日		2019年4月23日	
新株予約権の数		254個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	25,400株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 170円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	98,200円 982円)
権利行使期間		2019年4月24日から 2029年4月23日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	90個 9,000株 5名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5個 500株 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年1月期から2022年1月期の3事業年度の日本基準単体の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権の個数（割当新株予約権の数）に当該各号に掲げる割合を乗じた個数の合計数（ただし、割当新株予約権の数を上限とし、1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として、当該営業利益の水準を満たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。

(1) 2020年1月期の営業利益が250百万円以上の場合 行使可能割合：50%

(2) 2021年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%

(3) 2022年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される日本基準単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で合理的な範囲内で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議のうえ本項への該当を判断するものとする。）。
- ③新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2019年7月11日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 剛志	株式会社エンスー 代表取締役 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司 董事長 杰意可有限公司 董事長
常務取締役	近藤 浩充	カレッジ事業本部長
取締役	古庄 拓	マーケティング開発本部長
取締役	東宮 美樹	教育事業本部長
取締役	谷中 拓生	経営企画本部長
取締役	知見寺 直樹	株式会社LR 代表取締役 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司 副董事長
取締役	大谷 美一	一般社団法人ワインアンドスピリッツ文化協会 理事
常勤監査役	古江 嘉之	株式会社エージェンテック 社外監査役
監査役	近藤 直	石光商事株式会社 社外取締役
監査役	神林 尚	

- (注) 1. 取締役大谷美一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
近藤 浩允	カレッジ事業本部長	教育事業本部長	2022年2月1日
東宮 美樹	教育事業本部長	教育事業部長	2022年2月1日

4. 常勤監査役古江嘉之氏及び監査役神林尚氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役古江嘉之氏は、富士通グループ会社にて常勤監査役を務めた経験を有しております。
 ・監査役神林尚氏は、株式会社格付投資情報センターにて格付委員長を務めた経験を有しております。
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 社外役員の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	86,640千円 (1,200)	86,640千円 (1,200)	—	—
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,000 (8,000)	8,000 (8,000)	—	—
合計 (うち社外役員)	10 (4)	94,640 (9,200)	94,640 (9,200)	—	—

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年7月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時の員数は5名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年4月27日開催の第27回定時株主総会において、年額50百万円以内（決議時の員数は1名）と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大谷美一氏は、一般社団法人ワインアンドスピリッツ文化協会の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役古江嘉之氏は、株式会社エージェンテックの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役近藤直氏は、石光商事株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要	出席状況
取締役 大谷 美一	出席した取締役会において、経営幹部としての豊富な経験と人材育成・組織開発の分野の専門的で幅広い見識に基づき、適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。	取締役会 14/14回
監査役 古江 嘉之	出席した取締役会及び監査役会において、企業経営者及び管理部門の専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。なお、経営会議にも出席しており、取締役の監督を行っております。	取締役会 14/14回 監査役会 13/13回
監査役 近藤 直	出席した取締役会及び監査役会において、経営幹部としての経験とマーケティング分野の専門的見地から、及び兼職先での社外取締役としての経験からコーポレートガバナンス等についても適宜発言を行っております。	取締役会 14/14回 監査役会 13/13回
監査役 神林 尚	出席した取締役会及び監査役会において、経営幹部としての経験と財務分野の専門的見地から適宜発言を行っております。	取締役会 14/14回 監査役会 13/13回

(4) 会計監査人の状況

① 名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,600

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス経営を基本とし、職制を通じて適正な業務執行と監督を行うとともに、社内規程に従い適正に職務を執行する。また、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求を拒絶し、外部専門機関と連携しながら毅然とした態度で臨む。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い取締役の職務執行に係る重要な文書は関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役はいつでもこれを閲覧することができるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行に係るリスクを的確に評価及び認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、リスク管理委員会を設置するとともにリスク管理規程の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスク管理の充実を図る。また、内部監査室は管理体制の有効性につき定期的にレビューし、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を未然に防止する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関して「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定を強化する。また、取締役会の下部組織として、取締役及び事業執行責任者等で構成される経営会議等を設置し、取締役会から委譲された範囲内で事業執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の適正化と迅速化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を定め、当該規程に定める重要項目については当社に報告を行うとともに、内部監査室による内部監査により定期的に事業活動の適正性及び適切性を検証する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当社の使用人から補助者を任命する。なお、当該使用人は専任とし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、監査役の同意を得るものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人ならびに子会社の監査役が、当社の監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は経営に関する重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができるものとする。また、取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。さらに、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。当該報告者が不利な取り扱いを受けないよう、内部通報規程に基づき、執行部門と協力して体制を作る。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会ほか重要な会議に出席する等、取締役から職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。さらに監査役会は、独自意見を形成するため、必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
毎四半期にリスク管理委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、諸施策について審議・決定しております。また、取締役及び使用人に対するコンプライアンス研修、インサイダー取引研修等を行っております。さらに、外部の弁護士を窓口とする内部通報制度を構築し、周知しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に基づき、取締役会等の重要会議の議事録や計算書類、契約書、稟議書、報告書等を適切に管理保存しております。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価し、毎四半期に開催されるリスク管理委員会にて検証を行っております。また、内部監査室は監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえて監査事項を決定し、内部監査を行っております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規程に基づき、原則として毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当事業年度は取締役会を14回開催いたしました。また、意思決定の適正化と迅速化を図るために取締役及び事業執行責任者、常勤監査役等で構成される経営会議を開催しており、当事業年度は43回開催しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、適正な管理を実施しており、取締役会や経営会議にて子会社における業績や重要事項の報告を受けております。また、内部監査室による内部監査を実施し、事業活動の適法性及び適切性等の検証を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の活動を補助する使用人が求められた場合、体制を整備できるように備えております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人ならびに子会社の監査役が、当社の監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席がされており、必要に応じて取締役ならびに使用人から職務の執行状況の聴取、主要な稟議等の閲覧が行われております。また、内部通報規程を周知しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会が当事業年度は13回開催され、必要に応じて取締役から職務の執行状況を聴取しております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、内部監査室及び会計監査人との三様監査が実施されております。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続等が生じた際には、速やかに対応できる体制を整えております。

4 | 会社の支配に関する基本方針 |

該当事項はありません。

5 | 剰余金の配当等の決定に関する基本方針 |

当社は、従来より株主への利益還元の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけており、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努め、同年ベースの配当性向を当社単体の当期純利益の3割程度とする方針を定め、基本方針としております。今後につきましては、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業拡充や、組織体制、システム環境整備への投資等の財源として有効活用を図りながら、市場の動向、財務状況等を総合的に勘案し慎重に検討のうえ、株主への利益還元に努めてまいります。

なお、当期に係る剰余金の配当は上記基本方針に基づき、1株当たり30円の配当を予定しております。

6 | 親会社等との間の取引に関する事項 |

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,496,895
現金及び預金	1,264,737
売掛金	168,521
貯蔵品	4,703
その他	58,932
固定資産	621,749
有形固定資産	111,204
建物	133,203
減価償却累計額	△32,241
建物（純額）	100,961
工具、器具及び備品	56,055
減価償却累計額	△45,813
工具、器具及び備品（純額）	10,242
無形固定資産	164,217
ソフトウェア	62,033
特許使用権	96,682
その他	5,501
投資その他の資産	346,327
投資有価証券	153,702
敷金及び保証金	80,059
繰延税金資産	37,470
その他	75,094
資産合計	2,118,644

科目	金額
負債の部	
流動負債	819,669
未払金	93,082
未払費用	63,074
前受金	75,998
1年以内返済予定の長期借入金	363,852
未払法人税等	63,784
返金引当金	57,259
賞与引当金	34,701
その他	67,915
固定負債	472,824
長期借入金	440,527
その他	32,296
負債合計	1,292,493
純資産の部	
株主資本	830,865
資本金	258,694
資本剰余金	289,477
利益剰余金	284,437
自己株式	△1,743
その他の包括利益累計額	4,557
その他有価証券評価差額金	7,619
為替換算調整勘定	△3,061
新株予約権	232
非支配株主持分	△9,504
純資産合計	826,151
負債純資産合計	2,118,644

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,593,430
売上原価		158,843
売上総利益		2,434,586
販売費及び一般管理費		2,343,461
営業利益		91,125
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	55	
為替差益	6,009	
補助金収入	19,062	
その他	1,542	26,843
営業外費用		
支払利息	7,748	
保証金解約損	2,089	9,837
経常利益		108,131
特別利益		
投資有価証券売却益	27,874	
新株予約権戻入益	2	27,876
特別損失		
固定資産除却損	128	128
税金等調整前当期純利益		135,879
法人税、住民税及び事業税	57,544	
法人税等調整額	△12,306	45,238
当期純利益		90,641
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		90,641

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	255,171	285,953	193,795	△1,743	733,177
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,523	3,523			7,046
親会社株主に帰属する 当期純利益			90,641		90,641
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	3,523	3,523	90,641	－	97,688
当連結会計年度末残高	258,694	289,477	284,437	△1,743	830,865

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	29,024	674	29,699	237	△8,194	754,920
当連結会計年度変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						7,046
親会社株主に帰属する 当期純利益						90,641
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△21,405	△3,736	△25,141	△5	△1,310	△26,457
当連結会計年度変動額合計	△21,405	△3,736	△25,141	△5	△1,310	71,230
当連結会計年度末残高	7,619	△3,061	4,557	232	△9,504	826,151

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ・連結子会社の数 2社
 - ・主要な連結子会社の名称 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司
杰意可有限公司
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の関連会社数 1社
持分法適用会社等の名称 株式会社レイル
- ② 持分法を適用していない関連会社の状況
- ・会社等の名称 プレシャスデイズ株式会社
 - ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。
- ③ 持分法適用手続に関する特記事項
持分法適用会社の株式会社レイルは、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ. デリバティブ
時価法を採用しております。
 - ハ. 貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 10年～15年
 - 工具、器具及び備品 4年～15年
 - ロ. 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. 少額減価償却資産

取得金額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 返金引当金

将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表において、繰延税金資産37,470千円を計上しております。

繰延税金負債との相殺前の金額は44,638千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得を考慮し、繰延税金資産を認識しております。特に当社については、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額65,257千円から評価性引当額20,619千円を控除しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しております。

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 将来の課税所得の見積りについて、主として取締役会により承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎として見積りを行っております。特に当社の課税所得の見積りについては、将来の事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、カレッジ事業における成約数の見込みとなります。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
 当社グループの仮定は将来の不確実性を伴うため、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難ですが、連結計算書類作成時点において、繰延税金資産の回収可能性の評価等を見積りにあたり、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 78,054千円
 (2) 貸出コミットメントについて
 当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この貸出コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 921,700株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 ① 配当金支払額等
 該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通株式	27,091	30.00	2022年1月31日	2022年4月28日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 82,900株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 ① 金融商品に対する取組方針
 当社グループは、事業活動を行っていく上で必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
 投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。
 営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 営業債権については、当社グループの与信管理規程に従い、新規取引先の審査を行っており、取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。
 投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。
 営業債務及び借入金については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成することで適正な手許資金の流動性を維持することにより、当該リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,264,737 千円	1,264,737 千円	- 千円
(2) 売掛金	168,521	168,521	-
(3) 投資有価証券	150,006	150,006	-
資産計	1,583,265	1,583,265	-
(1) 未払金	93,082	93,082	-
(2) 未払法人税等	63,784	63,784	-
(3) 長期借入金(*)	804,379	803,422	△957
負債計	961,247	960,289	△957

(*)長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によって算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式(*1)	3,696
敷金及び保証金(*2)	80,059

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,264,737	—	—	—
売掛金	168,521	—	—	—
合計	1,433,258	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	363,852	247,696	123,950	60,657	—	8,224
合計	363,852	247,696	123,950	60,657	—	8,224

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 914円84銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 100円97銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社グループは、営業拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、一部については資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

10. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,452,730
現金及び預金	1,235,365
売掛金	157,377
貯蔵品	4,703
前払費用	50,082
その他	5,201
固定資産	629,910
有形固定資産	99,030
建物	117,699
減価償却累計額	△28,787
建物（純額）	88,912
工具、器具及び備品	54,816
減価償却累計額	△44,698
工具、器具及び備品（純額）	10,118
無形固定資産	164,769
ソフトウェア	62,033
特許使用权	96,682
その他	6,052
投資その他の資産	366,109
投資有価証券	151,706
関係会社株式	1,916
出資金	80
長期貸付金	137
関係会社長期貸付金	78,407
敷金及び保証金	80,059
繰延税金資産	37,470
その他	74,405
貸倒引当金	△58,073
資産合計	2,082,640

科目	金額
負債の部	
流動負債	795,630
未払金	88,485
未払費用	62,682
預り金	4,208
前受金	57,966
1年以内返済予定の長期借入金	363,852
未払法人税等	63,784
返金引当金	57,259
賞与引当金	34,701
その他	62,688
固定負債	452,645
長期借入金	432,303
その他	20,342
負債合計	1,248,275
純資産の部	
株主資本	826,513
資本金	258,694
資本剰余金	315,754
資本準備金	224,012
その他資本剰余金	91,741
利益剰余金	253,807
利益準備金	933
その他利益剰余金	252,874
繰越利益剰余金	252,874
自己株式	△1,743
評価・換算差額等	7,619
その他有価証券評価差額金	7,619
新株予約権	232
純資産合計	834,364
負債純資産合計	2,082,640

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,500,943
売上原価		119,758
売上総利益		2,381,184
販売費及び一般管理費		2,296,329
営業利益		84,855
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	55	
為替差益	5,996	
補助金収入	19,062	
その他	1,039	
		26,327
営業外費用		
支払利息	6,608	
貸倒引当金繰入額	632	
		7,240
経常利益		103,941
特別利益		
投資有価証券売却益	27,874	
新株予約権戻入益	2	
		27,876
特別損失		
固定資産除却損	128	
		128
税引前当期純利益		131,689
法人税、住民税及び事業税	57,544	
法人税等調整額	△12,306	
当期純利益		86,451

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	255,171	220,488	91,741	312,230	933	166,422	167,356	△1,743	733,015	
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,523	3,523		3,523					7,046	
当期純利益						86,451	86,451		86,451	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	3,523	3,523	-	3,523	-	86,451	86,451	-	93,498	
当期末残高	258,694	224,012	91,741	315,754	933	252,874	253,807	△1,743	826,513	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	29,024	29,024	237	762,277
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				7,046
当期純利益				86,451
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△21,405	△21,405	△5	△21,410
当期変動額合計	△21,405	△21,405	△5	72,087
当期末残高	7,619	7,619	232	834,364

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- イ. 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ロ. 有価証券
- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- ハ. デリバティブ
時価法を採用しております。
- ニ. 貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物 | 10年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 |
- ロ. 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. 少額減価償却資産
取得金額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ハ. 返金引当金
将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|--------|--------|
| ヘッジ手段… | 金利スワップ |
| ヘッジ対象… | 借入金の利息 |
- ハ. ヘッジ方針
借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法
特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表において、繰延税金資産37,470千円を計上しております。

繰延税金負債との相殺前の金額は44,638千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得を考慮し、繰延税金資産を認識しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額89,293千円から評価性引当額44,655千円を控除しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 73,485千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,613千円

② 長期金銭債権 78,407千円

③ 短期金銭債務 516千円

④ 長期金銭債務 -千円

(3) 貸出コミットメントについて

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記 (2) 貸出コミットメントについて」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 -千円

その他の営業取引高 18,534千円

営業取引以外の取引高 -千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 18,645株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,180千円
未払社会保険料	1,644千円
賞与引当金	10,625千円
返金引当金	17,532千円
貸倒引当金	17,782千円
減損損失	7,042千円
ソフトウェア	733千円
固定資産除却損	1,547千円
敷金及び保証金	5,502千円
投資有価証券評価損	790千円
関係会社株式評価損	6,800千円
繰越欠損金	10,719千円
資産除去債務	4,273千円
その他	115千円
繰延税金資産小計	89,293千円
評価性引当額	△44,655千円
繰延税金資産合計	44,638千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△3,364千円
資産除去債務に対する除去費用	△3,802千円
繰延税金負債合計	△7,167千円
繰延税金資産の純額	37,470千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	上海杰意可邁伊 茲企業管理諮詢 有限公司	所有 間接 55.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	54,657
子会社	杰意可有限公司	所有 直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	23,750

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司への貸付に対し、当事業年度において合計632千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、34,323千円の引当金残高となっております。
 3. 杰意可有限公司への貸付に対し、当事業年度末現在、23,750千円の引当金残高となっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 923円94銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 96円30銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

連結注記表「9. その他の注記 資産除去債務に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

株式会社ジェイック
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原賀 恒一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイックの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

株式会社ジェイック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原賀 恒一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイックの2021年2月1日から2022年1月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその方法

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月25日

株式会社ジェイック 監査役会

常勤社外監査役 古江 嘉之 ㊟

社外監査役 近藤 直 ㊟

社外監査役 神林 尚 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第31期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は27,091,650円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p><u>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	
1	佐藤 剛志 <small>さとう たけし</small>	代表取締役	再任
2	近藤 浩充 <small>こんどう ひろみつ</small>	常務取締役	再任
3	古庄 拓 <small>ふるしょう たく</small>	取締役	再任
4	東宮 美樹 <small>とうみや みき</small>	取締役	再任
5	谷中 拓生 <small>たになか たくお</small>	取締役	再任
6	知見寺 直樹 <small>ちけんじ なおき</small>	取締役	再任
7	大谷 美一 <small>おおたに よしかず</small>	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	ざとう たけし 佐藤 剛志 (1962年6月10日)	1986年4月 (株)日本エル・シー・エー 入社 1993年12月 (株)旺躍商事（現(株)エンスー） 取締役就任 1996年4月 同社 代表取締役社長（現任） 1997年4月 当社 取締役就任 1997年10月 当社 専務取締役就任 1998年4月 当社 代表取締役専務就任 2000年1月 当社 代表取締役就任（現任） 2013年2月 杰意可有限公司 董事長就任（現任） 2013年6月 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司 董事長就任（現任） （重要な兼職の状況） 杰意可有限公司 董事長 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司 董事長 (株)エンスー 代表取締役社長	614,500株 (注) 1
		<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> 佐藤剛志氏は2000年1月以降、当社の代表取締役として当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、取締役会議長として経営全般のバランス維持・向上のため引き続き選任をお願いするものです。	
2 再任	こんどう ひろみつ 近藤 浩充 (1971年12月18日)	1994年4月 パーソナル情報システム(株) 入社 2000年4月 同社 花きシステム事業部長就任 2002年12月 当社 入社 2005年2月 当社 執行役員IT戦略事業部長就任 2013年2月 当社 取締役教育事業部長就任 2015年2月 当社 常務取締役教育事業部長就任 2018年2月 当社 常務取締役営業カレッジ事業本部長 兼 マーケティング開発部長就任 2018年12月 当社 常務取締役カレッジ事業本部長 兼 マーケティング開発部長就任 2021年2月 当社 常務取締役カレッジ事業本部長就任 2022年2月 当社 常務取締役教育事業本部長就任（現任）	8,500株
		<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> 近藤浩充氏は当社役員として主要事業であるカレッジ事業、教育研修事業を管掌し、2015年2月からは常務取締役として当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しているため、引き続き選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	ふるしゅう たく 古庄 拓 (1983年2月28日)	2005年4月 当社 入社 2009年4月 当社 経営企画室長就任 2014年2月 当社 執行役員経営企画部副部长就任 2016年4月 当社 取締役事業開発部長就任 2018年2月 当社 取締役新卒事業本部長就任 2020年2月 当社 取締役就任 2021年2月 当社 取締役マーケティング開発本部長就任（現任）	5,800株
		取締役候補者とした理由	
		古庄拓氏は当社役員として主に新規事業やCRMの導入をリードしてきた実績を有し、第31期からはマーケティング責任者を務めており、引き続き選任をお願いするものです。	
4 再任	とうみや みき 東宮 美樹 (1974年5月5日)	1997年4月 ハウス食品(株) 入社 2001年1月 (株)JBS（現ENEOSキャリアサポート(株)） 入社 2006年5月 当社 入社 2016年2月 当社 教育事業部長就任 2017年2月 当社 執行役員教育事業部長就任 2019年4月 当社 取締役教育事業本部長就任 2022年2月 当社 取締役教育事業部長就任（現任）	1,000株
		取締役候補者とした理由	
		東宮美樹氏は教育研修サービスにおいて歴年の業績向上をリードしてきた経験と実績を有しており、また、女性として取締役に異なる視点をもたらす存在として引き続き選任をお願いするものです。	
5 再任	たになが たくお 谷中 拓生 (1983年7月29日)	2006年4月 当社 入社 2015年2月 当社 営業カレッジ西日本事業部長就任 2017年8月 当社 経営企画部ゼネラルマネージャー就任 2018年2月 当社 経営企画本部長就任 2018年5月 当社 執行役員経営企画本部長就任 2019年4月 当社 取締役経営企画本部長就任（現任）	1,000株
		取締役候補者とした理由	
		谷中拓生氏は主要事業であるカレッジ事業及び管理部門をリードしてきた経験を有しており、引き続き選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任	ちけんじ なおき 知見寺 直樹 (1967年2月9日)	1989年4月 ㈱日本エル・シー・イー 入社 2000年1月 ㈱エフ・アンド・エム 入社 2000年12月 チャレンジャー・グレイ・クリスマス㈱ 出向 取締役就任 2002年4月 同社へ転籍 常務取締役就任 2003年9月 当社 入社 人材紹介事業部ゼネラルマネージャー就任 2007年2月 当社 執行役員教育事業部長就任 2007年2月 ㈱LR 代表取締役就任（現任） 2008年4月 当社 取締役就任 2009年2月 当社 常務取締役就任 2013年6月 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司 董事総経理就任 2017年1月 同社 副董事長就任（現任） 2018年2月 当社 取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司 副董事長 ㈱LR 代表取締役	11,100株
		<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> 知見寺直樹氏は当社役員として主要事業である教育研修事業を管掌し、上海の現地法人の立ち上げなどに携わり、2008年4月から取締役として当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しているため、引き続き選任をお願いするものです。	
7 再任 社外 独立	おおたに よしかず 大谷 美一 (1954年12月21日)	1978年4月 日興証券㈱（現SMBC日興証券㈱） 入社 1979年6月 一般社団法人日本能率協会 入社 1991年4月 同社 コンベンション振興本部第3企画部長就任 2000年6月 同社 理事就任 2006年6月 同社 常務理事就任 2013年11月 一般社団法人ワインアンドスピリッツ文化協会 理事就任（現任） 2016年6月 一般社団法人日本能率協会 常勤監事就任 2018年10月 当社 社外取締役就任（現任） 2019年6月 一般社団法人日本能率協会 顧問就任 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ワインアンドスピリッツ文化協会 理事	-株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> 大谷美一氏は一般社団法人日本能率協会の理事・監事を務めた経歴を有するため、人材育成、組織開発の分野で活躍され、高い見識と豊富な経験を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の事業における価値の源泉たる教育ノウハウの向上にも寄与するような提言やご指導をいただいております。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待するものです。	

- (注) 1. 佐藤剛志氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社エンスーが保有する株式数も含めて記載しております。また、当社株式の過半数を保有しており、同氏は当社の親会社等に該当します。その他の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 大谷美一氏は社外取締役候補者であります。
3. 大谷美一氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6か月となります。
4. 当社は大谷美一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と同法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額としております。大谷美一氏が再任された場合は、同内容での契約を更新する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約より補填することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。
6. 当社は大谷美一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、大谷美一氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位			
1	<small>ふるえ</small> 古江 <small>よしゆき</small> 嘉之	社外監査役	再任	社外	独立
2	<small>こんどう</small> 近藤 <small>ただし</small> 直	社外監査役	再任	社外	独立
3	<small>かんばやし</small> 神林 <small>ひさし</small> 尚	社外監査役	再任	社外	独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	ふるえ よしゆき 古江 嘉之 (1953年12月26日)	1977年 4月 パナファコム(株) (現株)PFU) 入社 1998年 6月 同社 総務部長就任 2004年 6月 PFUクリエイティブサービス(株) 代表取締役社長就任 2008年 6月 (株)PFU 人材開発室長就任 2010年 4月 同社 経営企画部主席部長就任 2010年 6月 同社 常勤監査役就任 2013年 6月 同社 取締役就任 2017年 6月 同社 常任顧問就任 2018年 7月 当社 常勤社外監査役就任 (現任) 2019年 1月 (株)エージェンテック 社外取締役就任 2019年 6月 同社 社外監査役就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エージェンテック 社外監査役	1,000株
		社外監査役候補者とした理由	
		古江嘉之氏は前職において取締役と監査役の双方に就かれた経験を有しており、その豊富な経験や高い見識を活かして客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般の監視を行っていただきたく、選任をお願いするものです。	
2 再任	こんどう ただし 近藤 直 (1951年5月26日)	1974年 4月 味の素(株)入社 1992年 7月 同社 人事部人事グループ長就任 1996年 7月 同社 冷凍食品部家庭用グループ長就任 2000年10月 味の素冷凍食品(株) 常務取締役マーケティング本部長 兼 家庭用品部長就任 2006年 6月 同社 専務取締役マーケティング本部長就任 2010年 6月 味の素製菓(株) 常勤監査役就任 2015年 6月 石光商事(株) 社外取締役就任 (現任) 2018年 9月 当社 社外監査役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 石光商事(株) 社外取締役	-株
		社外監査役候補者とした理由	
		近藤直氏は味の素グループにて取締役と監査役の双方に就かれた経験を有しており、その豊富な経験や高い見識を活かして客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般の監視を行っていただきたく、選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	<small>かんばやし ひさし</small> 神林 尚 (1953年9月3日)	1977年4月 ㈱協和銀行（現㈱りそな銀行） 入行 1998年4月 ㈱格付投資情報センター 投資評価事業部副部長就任 2004年3月 同社 格付本部長就任 2008年3月 同社 執行役員調査本部長就任 2009年3月 同社 執行役員格付委員長就任 2010年3月 同社 常務執行役員格付委員長就任 2016年3月 同社 特別研究員就任 2018年10月 当社 社外監査役就任（現任）	-株
		<p style="text-align: center;">社外監査役候補者とした理由</p> 神林尚氏は㈱格付投資情報センターにて長く役員及び格付委員長を務め、財務や経営計画の面で高い見識と豊富な経験を有しており、多くの企業の財務や経営計画をシビアな目でご覧になられた経験を活かして、当社の財務報告に関して監視を行っていただきたく、選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 古江嘉之氏、近藤直氏、神林尚氏は社外監査役候補者であります。
3. 古江嘉之氏、近藤直氏、神林尚氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、古江嘉之氏、近藤直氏、神林尚氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 古江嘉之氏は現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。
5. 近藤直氏は現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7か月となります。
6. 神林尚氏は現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6か月となります。
7. 当社は古江嘉之氏、近藤直氏、神林尚氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。古江嘉之氏、近藤直氏、神林尚氏の再任が承認された場合、同内容での契約を更新する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約より補填することとしています。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田神保町一丁目101番 神保町101ビル 8階
株式会社ジェイック セミナールーム

交通

神保町駅「A7出口」 徒歩2分（半蔵門線・新宿線・三田線）
「A9出口」 徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。